

○相馬市総合計画審議会条例

昭和四十九年十月八日

条例第二十八号

改正 昭和五一年三月三十一日条例第一号

昭和五三年一〇月五日条例第二四号

平成一五年一二月二五日条例第四三号

(設置)

第一条 相馬市の経済及び社会開発に係る総合的計画(以下「総合計画」という。)の選定に資するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定に基づき、相馬市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(職務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画について審議し、その結果を答申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員三十名以内で組織する。委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。ただし、最初に行われる審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任事項)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年条例第一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五三年条例第二四号)抄

1 この条例は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第四三号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

平成十七年五月二十五日

告示第三十六号

改正 平成十九年三月九日告示第一四号

平成二〇年三月二一日告示第二五号

平成二二年三月三〇日告示第一九号

平成二四年三月三〇日告示第三五号

平成二八年三月三一日告示第一一〇号

令和五年三月三一日告示第四〇号

令和八年三月三一日告示第五四号

(趣旨)

第一条 この要綱は、第五次相馬市総合計画を見直し、相馬市新長期総合計画(以下「新総合計画」という。)を策定するため、その策定方法等について必要な事項を定めるものとする。

(策定方針)

第二条 新総合計画は、長期的な展望をもとに、本市の将来に関する基本方向を明らかにするとともに、それを実現するための方策を示すものとし、次に掲げる基本的な考え方に基づいて策定する。

一 市民の積極的な参画を求めるとともに、市民の意向を的確に把握し、それを十分に反映させるものとする。

二 広域的視野に立つとともに、地域的特性を生かしたものとする。

三 施策に具体的な指標を用いた目標値を示し、市民にわかりやすいものとする。

四 国、県等の各種計画との整合性に留意する。

(新総合計画)

第三条 新総合計画は、基本構想、基本計画及び重点施策実行計画をもって構成する。

2 基本構想は、本市の将来目標及び目標達成のための基本的施策について定める。

3 基本計画は、基本構想に基づきその具現化を図るために、将来の都市づくりについて取り組むべき課題及び施策等について、総合的かつ体系的に定める。

4 重点施策実行計画は、基本計画の効果的な実現を図るための具体的な施策の中で、特に重点的に取り組む必要性が高い施策を定めるものとする。

(計画期間)

第四条 基本構想及び基本計画の計画期間は、令和九年度から令和十八年度までの十年間とする。ただし、計画期間中に社会経済情勢の急激な変化があった場合については、弾力的に対応していくものとする。

(策定委員会)

第五条 新総合計画の策定にあたり、各行政分野の総合調整を図り、計画事項等を調査審議し、新総合計画の原案を作成するため、庁内組織として相馬市新長期総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

2 策定委員会は、[別表第一](#)に掲げる者をもって構成する。

3 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には市長を、副委員長には副市長をもって充てる。

4 委員長は、策定委員会を主宰し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長は、必要に応じ策定委員会を招集し、会議の議長となる。

(幹事会)

第六条 策定委員会に、専門的かつ細部にわたる計画事項等を調査審議するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、[別表第二](#)に掲げる者をもって構成する。

3 企画政策部長は、幹事会を主宰し、必要に応じ幹事会を招集し、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第七条 市長は、策定委員会及び幹事会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係職員又は学識経験者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(報償金等)

第八条 市長は、[前条](#)に規定する学識経験者が会議に出席した場合には、報償金及び費用弁償を支給することができる。

(庶務)

第九条 新総合計画策定に関する庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第十条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則(平成一九年告示第一四号)

この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年告示第二五号)

この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年告示第一九号)

この要綱は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年告示第三五号)

この要綱は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年告示第一一〇号)

この要綱は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則(令和五年告示第四〇号)抄

1 この要綱は、令和五年四月一日から施行する。

附 則(令和八年告示第五四号)

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

別表第一(第五条関係)

市長、副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、民生部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、議会事務局長、教育部長、生涯学習部長、相馬方部衛生組合事務局長、公立相馬総合病院事務部長、相馬看護専門学校事務長、相馬地方広域水道企業団事務局長

別表第二(第六条関係)

企画政策部長、総務課長、財政課長、税務課長、企画政策課長、秘書課長、情報政策課長、市民課長、保険年金課長、生活環境課長、社会福祉課長、こども家庭課長、高齢福祉課長、保健センター所長、農林水産課長、商工観光課長、都市整備課長、土木課長、建築課長、下水道課長、会計課長、農業委員会事務局長、議会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、教育委員会事務局総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、中央公民館長、図書館長、市民会館長、相馬地方広域水道企業団総務課長、相馬方部衛生組合総務課長、公立相馬総合病院総務課長